○農林水産省告示第八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　奈良県吉野郡天川村大字坪内三二四の一・三四六の一・三四六の二・三四七の一・三四七の二（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、三二五の一、三二五の二、三五四の二、三五四の八から三五四の一〇まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字坪内三二四の一・三二五の一・三二五の二・三四六の一・三四六の二・三四七の一・三四七の二・三五四の二・三五四の八から三五四の一〇まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を奈良県庁及び天川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草四九六の五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草二五九〇の四（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草二三二六の五・二三三三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二三二六の六、二三二六の三八

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡中川村大草七九四〇の一〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第九十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第七条第一項の規定に基づき、平成二十七年十月十三日付けをもって次のように肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十八年一月十九日

農林水産大臣　森山　裕

1　登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の名称及び住所

有効期間が3年であるもの

登録番号	肥料の種類	名称	住所
生第101349号	化成肥料	太平物産株式会社	秋田県秋田市卸町三丁目3番1号
生第101350号	化成肥料	タケミパイオ100ｙ	ゴールド興産株式会社 宮城県大崎市古川旭五丁目3番26号
生第101351号	汚泥発酵肥料	大地	有限会社宇佐興産 大分県宇佐市大字四日市字千源寺1021番地の1
生第101352号	化成肥料	くみあい有機入り複合200日号	セントラル化成株式会社 山口県宇部市大字沖宇部5254番地の7
生第101353号	化成肥料	くみあい有機入り複合530日号	セントラル化成株式会社 山口県宇部市大字沖宇部5254番地の7
生第101354号	化成肥料	くみあい有機入り複合955日号	セントラル化成株式会社 山口県宇部市大字沖宇部5254番地の7
生第101357号	化成肥料	くみあい有機入り複合444日号	セントラル化成株式会社 山口県宇部市大字沖宇部5254番地の7
生第101359号	液状複合肥料	アミノ20	シタマ石灰有限会社 福岡県宮若市湯原547番地
生第101363号	配合肥料	NAE―001	ネオアグリ・アース株式会社 奈良県大和郡山市外川町75番地
生第101364号	化成肥料	低度化成888号	クリエイトインターナショナル株式会社 大阪府大阪市中央区本町1丁目5番6号